

## 介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、従来の「介護職員処遇改善加算」に加え「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設され、当法人施設、小規模多機能ホームくわのみにおきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたっては、下記の3つの要件を満たしている必要があります。

○現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

○介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

また、「見える化」の要件として、『介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していること』という要件がございますので、当社における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

☆加算の取得状況：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

☆賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

◎入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

◎資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

◎両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

◎腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◎生産性向上のための業務改善の取組

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

◎やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施